

(別紙)

## インド向け輸出水産食品の取扱要領

### 1. 趣旨

本要領は、我が国からインドに輸出される水産食品の証明書（食品衛生に係る証明を要し、動物衛生に係る証明を要しない衛生証明書に限る。）の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

### 2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インド向け輸出水産食品：我が国からインドに輸出される水産食品（生鮮品（冷蔵及び冷凍）、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。）
- (2) 登録施設：インド向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。以下同じ。）する施設であって、本要領に基づき登録された施設
- (3) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- (4) 地方厚生局：厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課
- (5) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (6) 証明書：インド向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (7) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：登録施設のインド向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (9) 証明書発行機関：登録施設を所管する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、施設の登録手続及び証明書を発行する機関
- (10) 登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関

### 3. 証明書発行機関

証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあつては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。

### 4. 証明書発行機関等の登録手続

- (1) 都道府県等衛生部局は証明書を発行するに当たっては、平成 30 年 6 月 12 日付け薬生食監発 0612 第 1 号「インド向け輸出水産食品に係る取扱いについて（証明書発行機関の登録手続）」（以下「登録手続通知」という。）に定めるところにより、証明書発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章並びに署名者の氏名、肩書（英語）及び署名（以下「証明書発行機関名等」をいう。）を、食品監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各証明書発行機関につき 1 つとする。

- (2) 食品監視安全課は、証明書発行機関の登録の申請を受理した後、インド側に当該証明書発行機関名等を連絡する。
- (3) 食品監視安全課は、インド側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証明書発行機関等の登録手続の完了とする。
- (4) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、登録手続通知に示す様式により、食品監視安全課長に登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2)及び(3)に準じて手続を行う。

## 5. インド向け輸出水産食品の最終加工施設の登録

### (1) インド向け輸出水産食品の最終加工施設の登録手続

インド向け輸出水産食品の登録施設として登録を受けようとする者は、別紙様式1により、証明書発行機関に登録の申請を行う。

登録申請を受理した証明書発行機関は申請者が(2)に掲げる要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、(2)ア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、(2)ウについては食品衛生監視票等により確認し、要件に適合する施設については証明書発行機関が登録番号を付して、食品監視安全課に別紙様式2により登録を依頼する。

なお、「登録番号」は、上2桁はIN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号(符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例：北海道0100)、7桁目以降に当該施設の番号を001から付すこと(例：北海道IN0100001、那覇市保健所IN4731001)。

### (2) 登録の要件

登録の要件は次のアからウまでのいずれかに該当すること。ただし、ア又はイに該当する取扱施設については、ウの要件についても満たすこと。

ア. 法第52条に基づく営業許可を有する施設であること。

イ. 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ. 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上)であること。

### (3) 施設の登録及び公表の手続

登録の依頼を受けた食品監視安全課は、速やかに厚生労働省のホームページ上で登録番号、登録施設名及び所在地を公表するとともに、公表した旨を証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に連絡する。証明書発行機関は施設登録申請者にその旨を連絡する。

なお、当該公表をもって、当該施設が登録されたものとする。

### (4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請、公表の手続

施設登録者は、登録事項を変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式3により、証明書発行機関宛てに変更の申請を行う。証明書発行機関は、当該変更の申請が登録要件を満たすことを確認した後、別紙様式2により食品監視安全課に登録事項の変更の依頼を行う。

施設登録者は、登録施設を廃止する場合は、別紙様式4により、証明書発行機関に登録

施設の廃止の届出を行う。証明書発行機関は、廃止の届出があったときは、別紙様式2により食品監視安全課に依頼を行う。

登録施設の変更及び廃止の公表及び連絡は、(3)の規定を準用する。

#### (5) 登録施設の監視

都道府県等衛生部局は、管轄区域内の登録施設に営業の許可が取消しされるなどの問題が認められた場合には、証明書発行機関の場合は食品監視安全課に、証明書を発行しない都道府県等衛生部局の場合は地方厚生局を通じて食品監視安全課に連絡する。

#### (6) 登録の取消し等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(5)、6(5)又は7(1)の結果、登録施設が(2)の要件に適合しないと判断した場合は、登録施設に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 証明書の発行停止

ウ. 登録の取消し

登録の取消しの公表及び連絡は、(3)の規定を準用する。

### 6. 証明書の発行

#### (1) 証明書の発行申請

輸出者は、インド向け輸出水産食品の輸出を行おうとするときは、その都度別紙様式5-1(日本語及び英語)及び別紙様式6(IからIIIまでに英語で記入)に以下のアからキまでの書類を添付して、誓約事項を了承の上、登録施設を所管する証明書発行機関に証明書の発行の申請を行う(ウ.を申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること)。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあつては、別添によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

証明書の発行の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

ア. インボイスの写し

イ. パッキング・リストの写し

ウ. 船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し

エ. 食品衛生監視員による監視指導の結果、登録施設において一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類(食品衛生監視票等)の写し(証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る)。

※ 同一の輸出者が同一の登録施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であつて当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式5-1への記載により添付を省略することができる。

オ. 登録検査機関において、必要に応じて別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験

成績書の写し

※ 同一の登録施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略することができる。

カ. 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し

キ. その他証明書発行機関が必要と認める書類

※ コンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までに、証明書発行機関宛てに別紙様式5-2により届け出ること。

## (2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、インド向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に証明書を発行する。

なお、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア. 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。

イ. 別紙様式5-1（1. 製品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ. 5（2）のア～ウまでのいずれかに該当する取扱施設において最終加工されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

エ. 登録検査機関の試験成績書の結果が、6（1）オに基づく検査基準を満たしていること。

## (3) 証明書の発行手続

証明書発行機関は、以下の点に留意しつつ、別紙様式6の証明書に必要事項を記入の上、担当者が署名し、印章を押印した後に、証明書原本を輸出者に速やかに交付するとともに、その写し及び別紙様式5-1及び別紙様式5-2を3年間保存する。

ア. 証明書の必要事項は英語で記載すること。

イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

・都道府県等衛生部局の発行番号：

上2桁はIN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号（符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例：北海道0100）、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁（年度）、10桁目以降に0001から番号を付すこと。（例：北海道IN0100-180001、那覇市保健所IN4731-180001）

・地方厚生局の発行番号：

上2桁は、IN、次の4桁は北海道厚生局は9991、東北厚生局は9992、関東信越厚生局は9993、東海北陸厚生局は9994、近畿厚生局は9995、中国四国厚生局は9996、九州厚生局は9997、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁（年度）10桁目以降に0001から番号を付すこと。（例：北海道厚生局IN9991-180001）

ウ. 「Inspection body」、「Phone」、「Facsimile」及び「E-mail」には、4において登録した事項を記載すること。

エ. 「Place」には、証明書発行機関が所在する都道府県名を記載、「Date」には証明書発行日を、「Signature of official inspector」には担当者の署名を、「Name and qualification in capital」には担当者の氏名及び肩書を記載し、「Stamp」には証明書発行機関の印章を押印すること。

なお、本要領において、「IV. Attestation」の4)及び5)、「The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.」の記載は、証明事項ではない。後者は関係事業者がインドの食品安全に係る関係規定を遵守すべきという主旨の一般的な記載である。

#### (4) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式7の取消願を提出すること。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、証明書発行機関に速やかに取消願を提出するとともに証明書を返却すること。なお、証明書の返却が確認されるまでの間、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

#### (5) 違反した輸出水産食品等に対する対応

インドの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をインド政府から受けるなど、インド向け輸出水産食品に問題が発生した場合、食品監視安全課は、証明書発行機関を通じて、輸出者及び登録施設に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

なお、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと食品監視安全課が判断した場合にあっては、食品監視安全課の指示により、検査の強化等を解除する。

#### (6) 証明書の発行停止等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(1)、(4)又は(5)の内容が適正に実施されていないと判断した場合、輸出者に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

##### ア. 改善指導

##### イ. 証明書の発行の停止

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。

#### (7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、食品監視安全課が別途定める様式により、新年度の4月末日までに食品監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

## 7. その他

#### (1) 登録施設に対する調査

食品監視安全課は、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局と協力して、登録施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。

#### (2) 施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について

施設登録者及び輸出者は、インドの食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インド向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インド向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

## 電子メール又は NACCS による証明書の発行申請手続

### 1. 証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式 8 に必要事項を記入の上、以下の手順により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関に提出すること。

- ① 食品輸出計画書は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で可能な範囲で記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCS により発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、電子メール又は NACCS を利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1. (1) の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行うときは、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別紙様式1)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
印  
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### インド向け輸出水産食品施設登録申請書

下記の施設について、「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成30年6月22日付け生食発0622第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)に基づき、関係書類を添えて登録を申請します。なお、登録後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

#### 記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号  
(日本語)  
(英語)  
(法人番号)

2. 施設の情報

	該当の有無 (※)	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		

※ 登録申請施設が該当するものに○をつけること。証明書発行機関が地方厚生局の場合にあっては、許可証等の写しを添付すること。

3. 担当者の連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。)

(別紙様式2)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 殿

証明書発行機関名の長

インド向け輸出水産食品施設の登録（変更又は廃止）について

「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成30年6月22日付け生食発0622第8号厚生労働省大臣官房医薬・生活衛生審議官通知）に基づき、別添のとおりインド向け輸出水産食品を最終加工する施設としての登録（変更又は廃止）の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設をインド向け輸出水産食品取扱施設として登録（変更又は廃止）手续をお願いします。

記

(登録の場合)

登録番号	登録施設の名称	登録施設の所在地

(変更の場合)

登録番号	登録施設の名称	変更事項

(廃止の場合)

登録番号	登録施設の名称	登録施設の所在地



(別紙様式3)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### インド向け輸出水産食品登録施設の登録事項変更申請書

「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成30年6月22日付け生食発0622第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後の登録事項について公表することを了承します。

#### 記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 変更事項

(別紙様式4)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品登録施設の廃止届出書

「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成30年6月22日付け生食発0622第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)に基づき、下記施設の登録の廃止を届け出ます。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号  
印  
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書

「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成30年6月22日付け生食発0622第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)に基づき、下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出水産食品の詳細

(1) 水産食品の詳細

- ①一般名及び学名:
- ②状態又は加工方法:
- ③包装の種類:
- ④数量及び重量
- ⑤保管及び輸送時の温度:

(2) 水産食品の由来

- ①登録施設の名称、登録番号及び住所
- ②荷送人の名称及び住所

(3) 水産食品の到着地

- ①出発地及び到着地
- ②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号
- ③荷受人の名称及び住所

2. 食品衛生監視員による監視指導の結果、登録施設が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類(食品衛生監視票等)の発行日及び番号(証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。)

3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果  
なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

#### 4. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 本要領に基づく証明書発行対象であるインド向け輸出水産食品（別紙様式6の証明事項4）及び5）に係る証明事項を必要としない水産食品）である旨を、農林水産省ホームページで確認すること。
- (6) インド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ア. 輸出品は、登録施設により日本の食品衛生法に基づき生産・加工されていること。
  - イ. 輸出品は、所管官庁の監督の下、衛生的な条件下で加工、梱包、保管、輸送されていること。
  - ウ. 輸出品は、インドで規制されている病原菌、有害物質及び異物を含んでいないこと。

#### 5. 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）

（申請書の記載に関する注意事項）

1. 1. の記入は日本語、英語併記によること。
2. 「一般名及び学名」については、魚種が判明する程度加工された製品にあつては、当該食品の英名及び学名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称とともに原料（魚種）の英名及び学名を記載すること。なお、学名はラテン語で記載すること。

「状態又は加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の水産食品の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の水産食品の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「出発地及び到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

(別紙様式 5-2)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書に係る届出書

○月○日に申請した別添（別紙様式 5-1 の写し）の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

1. コンテナ番号

2. 封印番号



## Ministry of Health, Labour and Welfare

**SANITARY CERTIFICATE**  
Covering fish and fishery products for export  
to India for human consumption

Reference Number:

Country of dispatch: Japan  
Competent authority: Ministry of Health, Labour and Welfare  
Inspection body:  
Phone: Facsimile:  
E-mail:

### I. Details identifying the fishery products

Description-Species (scientific name):	State or type of processing:	Type of packaging:	Number of packages:	Net weight:
Sum:				

Temperature required during storage and transport: °C

### II. Provenance of the fishery products

Address(es) and number(s) of preparation or processing establishment(s) authorized for exports by the competent authority:

Name and address of consignor:

### III. Destination of the fishery products

The fishery products are to be dispatched from: \_\_\_\_\_ (Place of dispatch) to: \_\_\_\_\_  
(Country and place of destination), in India by the following means of transport:

Name of consignee and address at place of destination:

### IV. Attestation

This is to certify that:

- 1) The above fishery products have been produced/processed according to Food sanitation Act of Japan and came from the establishment approved by competent authority.
- 2) The products were produced, packed, stored, and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.
- 3) The products are free from any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substance regulated in India.
- 4) The raw frozen products are derived from aquaculture animals free from OIE listed diseases relevant to the species.
- 5) Part IV.4) does not apply to:
  - (a) fish and mollusks which are eviscerated before dispatch
  - (b) crustaceans which are shell off and head off before dispatch
  - (c) aquaculture animal products are prepared and packaged for retail trade for human consumption requiring no further processing

The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.

Done at \_\_\_\_\_ (Place) on \_\_\_\_\_ (Date)

Stamp \_\_\_\_\_ (Signature of official inspector)  
\_\_\_\_\_ (Name and qualifications in capitals)

(別紙様式7)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### インド向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成30年6月22日付け生食発0622第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

### 記

#### 輸出水産食品の詳細

##### (1) 水産食品の詳細

- ①一般名及び学名:
- ②状態又は加工方法:
- ③包装の種類:
- ④数量及び重量
- ⑤保管及び輸送時の温度:

##### (2) 水産食品の由来

- ①登録施設の名称、登録番号及び住所
- ②荷送人の名称及び住所

##### (3) 水産食品の到着地

- ①出発地及び到着地
- ②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号
- ③荷受人の名称及び住所



